

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業者	株式会社ケアプランわたなべ
所在地	山梨県都留市四日市場1024番地
事業所番号	1971100381
連絡先	電話 0554-37-1058
代表者名	渡邊 元美
開設日	平成28年4月1日

2. 事業所の実施地域及び営業日・営業日数

実施地域	都留市・西桂町・富士吉田市
営業日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時00分～午後6時00分 但し、電話による問い合わせは24時間受け付けます。

3. 事業所の職員体制

管理者	常勤 1名
介護支援専門員	常勤 1名

4. サービス内容

- ① 利用申し込みの受付
- ② 利用者との契約の締結
- ③ 生活状況の把握
- ④ サービス事業者の紹介と決定（利用者や家族の選択・同意により）
利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介することを求めることが出来る。
- ⑤ 居宅サービス計画原案の作成
医療系サービスを希望された場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、計画を作成した際には計画書を主治医へ交付する。
- ⑥ サービス担当者会議開催
- ⑦ 居宅サービス計画の決定・交付（利用者に同意、署名・押印）
- ⑧ 利用者、サービス事業者との継続的な連絡調整
入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようにして下さい。
- ⑨ 経過観察（少なくとも月1回の訪問）・評価・記録
利用者の服薬状況や口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医や薬剤師等に提供します。

5. 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、又は疾病等によりサービス計画の変更が必要と判断された場合は、居宅サービス計画の変更を行います。

6. 書類提出代行・介護保険施設等への紹介

- 1) 住宅改修・福祉用具購入に関する申請書の提出代行や介護保険更新に関する申請書の提出代行を行います。
- 2) 居宅において日常生活が困難となったと認められる場合や利用者又は家族が希望した場合には、介護保険施設等への紹介とその他便宜の提供を行います。

7. 利用料金

居宅介護支援に関する料金については、介護保険から全額給付されるため、利用者の自己負担はありません。

8. 苦情相談窓口

当事業所に関する苦情相談や居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談は、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口 株式会社ケアプランわたなべ 管理者 渡邊 元美
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～18時00分

当事業所以外に、下記行政機関に苦情又は相談を伝えることができます。

都留市	長寿介護課	TEL 0554-46-5118
西桂町	福祉保健課	TEL 0555-25-4000
富士吉田市	健康長寿課	TEL 0555-20-0680

山梨県国民健康保険団体連合会

山梨県甲府市蓬沢1-15-35 TEL 055-233-9201
毎週水曜日 9時00分～16時00分

9. 秘密の保持

サービスを提供するうえで、知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は利用者や利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者等において、利用者や家族の個人情報を用いません。

10. 事故発生時の対応

- 1) 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急処置や医療機関への搬送等の措置を講ずると共に、速やかに家族等及び関係機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告します。
- 2) 事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には、各市町村に概要を報告します。
- 3) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 4) 事業者は、事故の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下に該当する場合は、事業者は損害責任を免れます。
 - ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。
 - ・利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴衆・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた応じた場合。
 - ・利用者が、急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が生じた場合。
 - ・利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が生じた場合。

11. (高齢者虐待防止法)

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対しては、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。)

12. (業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計測計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。